

ひとり親家庭のお母さん・お父さんの 養育費・面会交流に関する個別相談会

あなたはお子さんのために養育費をもらっていますか。

お子さんのために養育費を支払っていますか。

お子さんは離れて暮らしているお父さんやお母さんと会っていますか。

離婚により夫婦の関係は切れても、親と子の関係は切れません。どちらの親にも子どもを養育し、幸せにする責任があります。

離婚後の子どもの生活基盤をどう確保するか、父母としてどう協力し合うか、話し合っ
て取り決めましょう。

ひとり親の方、離婚を考えておられる方などで、「養育費の取り決め方がわからない。」
「養育費の額はどのくらいなの?」「公正証書の作成について教えてほしい。」「養育費
が途絶えがちとなってきた。」「面会交流をどのようにすればよいか?」など、養育費や
面会交流について相談のある方は、ぜひお気軽にご参加ください。

保育は、
要相談です。

- 日 時：平成30年3月17日（土）
午後1時～午後5時
相談時間は1人当たり35分
- 会 場：京都テルサ 東館2階 マザーズジョブカフェ内
「ワーキングルーム」
京都市南区東九条下殿田 70（京都市バス九条車庫南隣）
- 対 象 者：ひとり親家庭の母・父/ 離婚を考えている母・父/ その他
- 相 談 員：家庭問題情報センター 倉本 昌一 主任研究員
- 定 員：6名（要申込・先着順）
- 申 込 先：京都府ひとり親家庭自立支援センター
電話：075-662-3773 FAX：075-662-3770
- 保 育：10日前までに御相談ください。（3ヶ月前～就学前）
裏面の保育ルーム申込書に記入してください。
- 締 切：平成30年3月9日（金）

共催：京都府男女共同参画センター らら京都